

地方公共団体の入札・契約制度の概要

【一般競争入札について】

（意義）

公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法

（概要）

○入札の公告

一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等の必要事項を公告しなければならない。（地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の6第1項）

○入札参加資格等

- ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない。（令第167条の4第1項）
- ・談合関与者等を3年間以内排除することができる。（令第167条の4第2項）
- ・工事等の実績、経営の規模等を参加資格要件として定めることができる。（令第167条の5第1項）
- ・事業所の所在地、工事の経験・技術的適性の有無等を参加資格要件として定めることができる。（令第167条の5の2）

○落札者の決定方式

予定価格の制限の範囲内において最高（収入を伴う場合）・最低（支出を伴う場合）の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とするすることができる。（地方自治法第234条第3項）

- ・低入札価格調査制度（令第167条の10第1項）
- ・最低制限価格制度（令第167条の10第2項）
- ・総合評価方式（令第167条の10の2第1項及び第2項）

（長所）

○機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。

（短所）

- 契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。
- 不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。

一般競争入札の流れ

公告

<公告事項>

入札参加資格(令167条の6①)、入札の場所、日時等の必要事項(令167条の6①)、無資格者による入札が無効な旨(令167条の6②)、総合評価方式による旨、落札者決定基準(令167条の10の2⑥)



資格審査

必須資格(令167条の4①)、任意資格(令167条の4②、令167条の5①、令167条の5の2)



入札

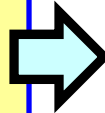
入札保証金の納付(法234条④、令167条の7)、入札書の書換、引換、撤回の禁止(令167条の8②)



開札

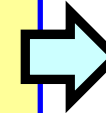
<落札者決定方法>

- ・低入札価格調査制度(令167条の10①)
- ・最低制限価格制度(令167条の10②)
- ・総合評価方式(令167条の10の2①、②)



<開札方法>

- ・入札の終了後職員立会のもと開札(令167条の8①)
※電子入札の場合であって、長が公正かつ適正な入札執行に支障がないと認めるときは立会不要(令167条の8②)
- ・同価入札の場合はくじ引きで決定(令167条の9)



落札者決定



契約の締結

契約保証金の納付(法234条の2②、令167条の16)、契約書への記名・押印をもって契約の確定(法234条⑤)